



鳥取県公報

平成17年12月20日(火)
第7748号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (933) (東部福祉保健局) 1
	保安林の指定の解除予定 (934) (森林保全課) 1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4件) (935~938) (〃) 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (2件) (939・940) (会計管理室) 4
	出納長の権限に属する事務の一部の委任の一部改正 (941) (〃) 5
教委告示	定例教育委員会の招集 (29) (教育総務課) 6
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) 6
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 8

告 示

鳥取県告示第933号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月20日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	ホーム若草	鳥取市美萩野二丁目455	地域生活援助	平成17年12月15日

鳥取県告示第934号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市河原町片山字川724の2・731の2・字川ノ谷931の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第935号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市鹿野町末用字乳母ヶ谷2199の2、2199の6、2199の25から2199の30まで
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第936号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市福積字御屋敷226の1、字赤坂709、服部字馬場ノ上252の1、252の8、字上塔467、字坂ノ上1181、1188の2、字神坂1195の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第937号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字早瀬字堂ノ上482の1、字大谷上平458の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第938号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字尾張字ハツタヒ371の1から371の3まで、371の5、371の7、371の9から371の16まで、371の18、371の19、字高平372の2、372の4
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第939号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）第11条の規定により返還される看護職員修学資金及び理学療法士等修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）第10条の規定により返還される理学療法士等修学資金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部医務薬事課

副主幹 前田 信彦

副主幹 西尾 洋

主 事 栗田 真礼

3 委任期間

平成17年12月20日から平成18年3月31日まで

鳥取県告示第940号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）第14条の規定により返還される進学奨励資金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

課長補佐兼人権推進係長 岸本 英夫

3 委任期間

平成17年12月20日から平成18年3月31日まで

鳥取県告示第941号

平成17年鳥取県告示第318号（出納長の権限に属する事務の一部の委任について）の一部を次のように改正する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
1 委任させた事務及び委任を受けた出納員		1 委任させた事務及び委任を受けた出納員	
委任させた事務	委任を受けた出納員	委任させた事務	委任を受けた出納員
略		略	
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）第3条の規定に基づく貸付金の収納事務	鳥取県商工労働部経済政策課 金融係長 山田 昇 副主幹 福田 憲一	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）第3条の規定に基づく貸付金の収納事務	鳥取県商工労働部経済政策課 <u>参 事 足立 隆司</u> 金融係長 山田 昇 副主幹 福田 憲一
略		略	
鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）第14条の規定により返還される進学奨励	鳥取県教育委員会事務局人権教育課 主 事 藤岡 仁	鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）第14条の規定により返還される進学奨励	鳥取県教育委員会事務局人権教育課 <u>課長補佐兼</u> <u>人権推進係長 宮城 絵理</u> 主 事 藤岡 仁

資金の収納事務

2 略

資金の収納事務

2 略

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第29号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年12月20日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成17年12月22日（木）午前10時15分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年12月6日付鳥取県告示第908号）の内容
(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

竹 内 博 美	八頭郡若桜町大字屋堂羅字大谷1204の6
小 林 孝	八頭郡若桜町大字屋堂羅字大谷1204の28
竹 内 博 美	八頭郡若桜町大字屋堂羅字大谷1204の29
木 島 繁 彦	八頭郡若桜町大字屋堂羅字大谷1204の31

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年12月6日付鳥取県告示第910号）の内容

（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

加 藤 勝太郎	日野郡江府町大字俣野字滝ヶ谷山2017の4
中 尾 栄三郎	日野郡江府町大字俣野字滝ヶ谷山2019
藤 原 長 吉	日野郡江府町大字俣野字ムク口谷71
藤 原 忠 治	日野郡江府町大字俣野字下貝谷156
佐々木 槌之郎	〃
藤 原 平太郎	日野郡江府町大字俣野字下貝谷157の1
加 藤 福太郎	日野郡江府町大字俣野字下貝谷159
加 藤 忠 吉	日野郡江府町大字俣野字寺谷平奥648
宮 本 藤一郎	日野郡江府町大字俣野字一ノ谷平928
津 澤 武 義	日野郡江府町大字俣野字岩谷下モ平931の6
木 嶋 國 雄	日野郡江府町大字俣野字岩谷下モ平931の14
〃	日野郡江府町大字俣野字岩谷下モ平931の26
竹 茂 陟	日野郡江府町大字俣野字岩谷下モ平931の34
山 本 晴 男	日野郡江府町大字俣野字岩谷下モ平931の37

木 嶋 國 雄	日野郡江府町大字俣野字岩谷下モ平931の40
〃	日野郡江府町大字俣野字岩谷下モ平931の51
谷 口 善四郎	日野郡江府町大字助澤字向ヒナ平467の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 江府町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

旧型業務システム刷新事業に係る統合サーバ 一式

(内訳)

ア 借入物品 統合サーバ等機器 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年2月24日から平成23年2月23日まで

(4) 納入期限

平成18年2月23日(木)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち、リース又はレンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年1月17日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年12月20日(火)から平成18年1月30日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857-26-7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年12月20日(火)から同月27日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年1月30日(月)午後2時

鳥取県庁第12会議室(鳥取県庁議会棟3階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年1月20日(金)午後4時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。